

税理士による還付無料相談

◆相談期間 2月4日(水)から6日(金)までの3日間

税理士事務所、次のような少額の還付申告相談や申告書の作成を無料でを行います。

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出かけ下さい。

- ①年金を受けている人。
- ②給与所得で、医療費控除を受けようとする人。

問い合わせは特設電話へ

関東信越税理士会新潟支部特設電話

◆期間 2月2日(月)～6日(金)

◆時間 午前9時30分～午後4時

◆電話番号 ☎225-2207

税理士別相談日程表は、税理士会館、税務署に用意してあります。

申告書の提出前にもう一度チェックを!

ご自分で記入された確定申告書は、提出前に次のポイントを確認して下さい。

- 1 給与所得の計算
2か所以上から給与収入がある場合には、収入を合算し、所得金額を計算していますか。
- 2 医療費控除
支払った医療費の合計額をそのまま「医療費控除」の額として記入すると、誤りになります。
- 3 高齢者・配偶者特別控除
合計所得金額が1,000万円を超える方は、控除を受けることができません。
- 4 基礎控除
38万円を控除していますか。
- 5 定率減税額
再差引き所得税額の20% (最高25万円) が控除されますが、記載漏れはありませんか。



25歳、長谷川京子。
今年も、自分で。

確定申告
3月15日(月) 3月31日(木)

下記の税務署へ 2.22.29 まで
相談

確定申告はお早めに

～相談と申告は3月15日まで～

平成15年分の確定申告の相談や受付は、2月16日(月)から始まります。申告期限間近になると、申告会場は大変混雑します。

申告書は、「所得税の確定申告の手引き」などを利用して、ご自分で作成し、お早めに郵送などで提出されますようお願いいたします。

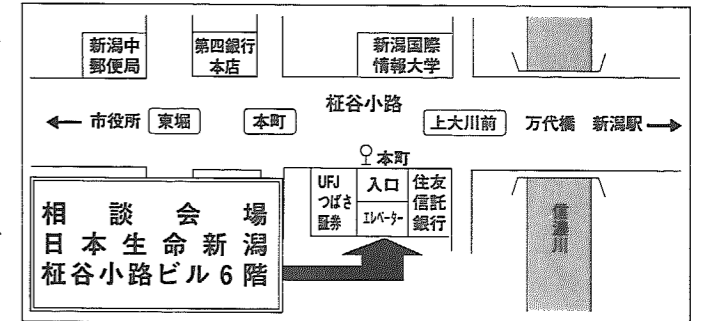
◆あて先・問い合わせ 新潟税務署 ☎229-2151
〒951-8685 新潟市営所通二番町692-5

申告の相談は「日本生命新潟榎谷小路ビル6階」へ

申告会場が、日本生命新潟榎谷小路ビル6階(新潟市上大川前通6番町1178-1)に変わります。

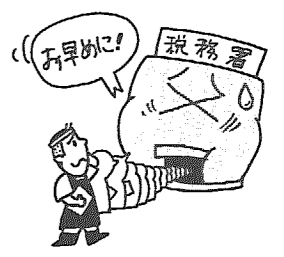
駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

税理士による無料税務相談会場も併設しています。新潟県商工会館では開設していませんので、ご注意ください。



◆相談受付時間について
開場：午前8時30分～午後5時
受付時間：
午前9時～11時
午後1時～3時30分
相談の受付終了時刻は、当日の混雑具合により変更させていただきます。
正午から午後1時まで、は昼休み時間ですので、ご協力をお願いします。

◆開設期間について
2月2日(月)～3月15日(月)
※土・日曜日および祝日は開設しません。2月22日・29日の両日に限り、日曜日も開設します。



所得税の「確定申告」をされた方は、住民税の申告は必要ありません。
住民税の申告書は2月下旬に昨年住民税の申告をされた方に送付します。

住民税の申告相談

農業所得者の納税相談と
「医療費控除」「住宅借入金等特別控除」を受ける方は、事前に医療費の集計や登記簿謄(抄)本など必要書類を準備し、会場において下さい。

◆必要なもの
給与・年金の源泉徴収票、印鑑、通帳、各種証明書等。
「医療費控除」「住宅借入金等特別控除」を受ける方は、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった給与所得者、年金受給者で所得税の還付が見込まれる方。

還付申告

町では下記日程で所得税の還付申告および納税相談・住民税申告相談を行います。

還付申告と納税相談

役場での申告・納税相談

区分	相談日・対象地区	時間・会場
給与所得者で、住宅借入金等特別控除、医療費控除等の還付申告者の納税相談	2月16日(月)から 2月20日(金)まで 全 町	
農業所得者の納税相談	3月1日(月) 上町・中央・いぶき野・大字横越 2日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 3日(水) 沢海・阿賀野 4日(木) 木津・二本木 5日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	○時間 午前9時～11時 午後1時～4時 ○会場 横越町役場 多目的ホール
住民税の申告相談	3月8日(月) 上町・中央・いぶき野・大字横越 9日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 10日(水) 沢海・阿賀野 11日(木) 木津・二本木 12日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	

詳しくは、
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> タックスアンサー <http://www.taxanswer.nta.go.jp/>
または、新潟税務署 (☎229-2151) ・役場町民税課 (☎385-2111) にお問い合わせ下さい。

申告相談会場・税務署での主な申告業務

期間・会場および主な業務内容	2月2日～2月13日		2月16日～3月15日	
	申告相談会場	新潟税務署	申告相談会場	新潟税務署
申告用紙の配付	○	○	○	○
申告書(作成済)の受付	○	○	○	○
所得税の還付申告の相談	○		○	
所得税の申告(還付申告を除く)の相談			○	
個人事業者の消費税の申告相談	○		○	
贈与税の申告相談		○	○	
納税と納付の相談		○		○
納税証明書の発行		○		○
電話による照会と相談		○		○